

安保法制の憲法違反の立証等について（メモ）

参議院議員 小西洋之

1. 安保法制の実体

- ・PKO治安維持活動・駆け付け警護、他国軍の後方支援、他国軍の武器等防護、集団的自衛権の武力行使など、自衛隊のあらゆる軍事力の行使を「切れ目なく」、そして、「歯止め無く、止めどもなく」解禁するもの
- ・憲法違反は、集団的自衛権行使、武力行使の一体化等、複数ある

2. 違憲立法は永久に違憲（無効）

- ・憲法第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ・『 法令の解釈は、論理的になされねばならないのであり、論理を離れて、「国政選挙の結果」によって左右されるというものではない。』
(憲法解釈と国政選挙の関係に関する政府答弁書（平成26年11月28日 答弁103号）

3. 歴代政府の憲法9条解釈と7.1閣議決定の合憲の主張

(1) 7.1閣議決定以前に議院内閣制の下で確立していた憲法9条解釈

- ・自国防衛のためと称するいわゆる「限定的な集団的自衛権行使」を含め、違憲
- ・集団的自衛権行使は解釈変更の余地はなく、憲法改正以外に手段がない

(2) 安倍内閣の合憲の主張

- ・「昭和47年政府見解の作成時に、限定的な集団的自衛権行使の法理が存在した。」(=作成者の頭の中に存在した限定的な集団的自衛権行使の法理が書き込まれた)
- ・「42年後の7.1閣議決定において、安全保障環境の根本的な変容によって、同盟国等に対する外国の武力攻撃によつても国民の生命等が根底から覆される事態が生じうると事実認識が変わつたので、昭和47年から存在していた限定的な集団的自衛権行使の法理に対してその事実認識を当てはめ、当該法理を初めて使用した。これは、憲法9条の解釈の再整理という意味で、解釈変更である。」
- ・「昭和47年からの憲法9条解釈の基本的な論理に基づいたものだから、解釈改憲ではなく、平和主義は何ら変わらず、専守防衛の国是も何ら変わらない。」

4. 集団的自衛権行使が、なぜ、憲法違反なのか～空前絶後のクーデター改憲～

(1) 昭和47年政府見解の読み替え ← 元最高裁判事、元内閣法制局長官も全否定

- ・当時の作成者が国会答弁等で全否定
- ・当時の作成者による同時作成の「防衛庁政府見解」が全否定
- ・「論理的整合性、法的安定性」(7.1閣議決定)の全否定

(2) 前文の平和主義の法理の切り捨て

- ・三つの平和主義は、安保法制と真っ向から矛盾する
(7.1閣議決定に際し、平和主義を最初から切り捨て、憲法審査も全くしていない)
- ・自衛隊員「服務の宣誓」：『事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる』・・・国民の負託＝憲法改正の国民投票
- ・安倍内閣「砂川判決は合憲の根拠」は、平和主義の法理の切り捨ての主張

(3) 立法事実の不存在

- ・ホルムズ海峡、邦人親子避難、米軍イージス艦防護の全ての事例が崩壊
- ・集団的自衛権行使の必要性・合理性がなければ改憲も法律も不要
- ・「生命等が根底から覆される日本国民が不存在」、あるいは、「集団的自衛権行使は不要」にもかかわらず、自衛隊員と一般市民が戦死を強いられることになる
- ・米国は在日米軍基地がないと超大国たり得ず、日米同盟は絶対に毀損しない
- ・そもそも、日米安保条約第3条で集団的自衛権行使を法的に免責されている。

■他の憲法違反等

- ※憲法9条1項違反： 「国際紛争を解決する手段としての武力行使の放棄」
- ※憲法9条2項違反： 「戦力の不保持」、「交戦権の否認」
- ※憲法98条（国際法遵守義務）違反： 「限定的な集団的自衛権行使」は、国連憲章51条等違反の「先制攻撃」に当たり、違憲無効
- ※「専守防衛」の改変： 集団的自衛権行使を含むものへと定義が読み替えられている

5. 歯止めのない無限定な新三要件

- ・第一要件「国民の生命等が根底から覆される」の意味が定まっていない
- ・第二要件「他に手段がない」のか否かについての判断基準と実効性が不明確
- ・第三要件「必要最小限度の武力行使」について、その態様とエリアを論理的に画すことができず、あらゆる海外派兵が法的に可能

6. その他の主な憲法違反

- (1) 武力行使の一体化・・・弾薬の提供（核兵器含む）、燃料の補給等
- (2) P K O 駆け付け警護・・・海外での武力行使に至る可能性が否定できない
- (3) 他国軍の武器等の防護・・・事実上のフルスペックの集団的自衛権行使の解禁

7. 国民主権、議会制民主主義の蹂躪

- ・7.1閣議決定及び法案策定に際し、内閣法制局が憲法審査を行っていない（違法）
- ・「解釈変更の最終案の事前の国会審議」を義務付けた2014年6月11日参院憲法審査会附帯決議に真っ向から違反して7.1閣議決定を強行
- ・自衛隊の集団的自衛権行使と憲法9条の解釈改憲を禁止した1954（昭和29）年参議院本会議決議に違反して7.1閣議決定を強行し、安保法制を強行採決

8. 特別委員会は違法行為による「採決の不存在」であり、本会議採決は無効

- ・不法侵入者（委員外の議員、自民党秘書）による実力行使による強行
- ・「人間鎌倉」の中の委員長は賛成過半数を確認することが不可能（採決不成立）
- ・野党議員の表決権の侵害、議事録の不存在 等

9. 安保法制を廃止し、憲法を取り戻すために～憲法奪還～

- ・「常識 対 非常識」、「正義 対 不正義」の闘い。既成事実化の前に廃止する必要。
- ・「なぜ、安倍内閣の合憲の主張が間違っているのか」についての強力かつ広範な国民世論の形成が実現されない限り、与党議員は安倍政権を支え続ける。
- ・臨時国会までに上記の世論形成を行った上で、「安保法制廃止法案」を提出する必要。

以上